

競集取 | 2(2.13.17)

2

見本

(2019)

1. B2, 甲在1月12日全夜盗取2条项链并藏于在宿舍紧急情况下负注意之
处。

2 (h) Bは、甲社へ取締役として「役員等」に在る。

(2) 任選解題の検討

ア 隊乙の顧問として、洋菓子事業、陸頭指揮を執る行為は、
競業禁止（356条1項1号）に違反する。

(7) 自己及び第三者が、その自己及び第三者の計算上において、経済的利
益の帰属を意図し、なされる、同様の行為が、取締役が、その強大な地位に依
りて、自己の利益を図り、会社に損害を及ぼすことを行つたことと見
られる場合には、自己及び第三者の利益計算上利益を得、会社に不利な結果
を生ずる行為と見なされる。

本問では、Bは自己が90%株式を所有する乙社の株主、乙社の株
 主として、乙社の利益を、Aは自身から利益を得る。これは、
 乙社の利益が「自己利益」である以上、乙社は乙社の利益を得る。

17 (4) 又、上記行爲は、「金銭的取引に属する事案」と認められ、
18 甲は以て開闢田 開田地を、洋菓和糖を仕付、
19 乙は、
と存す。

また、同前報告は、上述の上記合衆国提言を踏まえた上にある。そこで「合衆国の事業の全部に『屋外事業』とは合衆国の実際に行なう事業と目的市場において ~~その~~ 競合し、合衆国が競争する可能性のある取引上の行為」とあるのは、一般的に存在する事業と開業準備に着手している事業とを区別すること。

見本

第 1 問

前年7月 甲在公現に行つて浮葉と事業と乙在外に行つて浮葉と事業は目的の点で重なり合ふ。前者は前園と在場と。後者は関西地方と在場とばかり。乍ら重なり合ふがために甲は、別て乙と肩間、右に平成22年3月以前は、関西地方に在場と記を核計して、平成22年1月には、市場調査とマーケティング調査とに分類し、税金として50万円附加した。これより、甲は、関西地方での営業について外税上の認識とを当該年度に開業準備としていた以上、しかも「全米事業の部署に属する取引の原則に基づいての認識が、これは乙の事業と目的の点で在場と重なり合ふ打込みと。

「だから、乙が「B」が指揮を執ることは、「会社の専断の部類に入ります」。

(4) ところが、BがAの承諾を得て、BがAに取付金100万
円を、重要な事実を明示して、承認を得てお金の100万(365年債、75%保証利率、
元金2%)、BがAに支払う。以後は、BがAの事業にも携わらず、Bは
Aに代りて、Aの事業を12、AがAの事業を明示した。

又同業村並の趣旨は、五條市の行政上の合村が断る所では
 ないこと防止の点に在り。又行政上の重要事項と、農業及び
 合村に及ばず影響を判断するに依りて断る事とす。

材料 7-12, 1317. 乙が 90% の株式を所有していることを
 574. 乙が甲と共同事業を行うことを決定していることが示さ
 れている。したがって、乙が甲と共に影響を行使するに必要
 事項を円満にたとえれば、甲は主要な事実を円満にたとえれば、

競業取 乙(乙社の)

乙

見 本

第 1 問

(設問1)

1. B社、甲社に對し、会社法423條に基づき、信託關係を委任し負せらる。

2. (1) B社、甲社に後援せられ「後援者」に在る。

(2) 信託關係の検討

ア B社、乙社の顧問となり、洋菓子事業、陣頭指揮を執った行為は、競業取引(365条1項15)にあたらない。

イ「自己又は第三者のため」とは、自己又は第三者の計算において、経済的利益的帰属を意味する。存在する。同業の競合が取締役が、その強大な地位を利用して、自己の利益を回り、会社に損害を及ぼすことを防止する点に在り。又、この点に關し、自己又は第三者の計算で行われない、会社が利益を被るおそれがあるからである。

本問では、B社、自己が90%の株式を所有する乙社に對し、乙社の指揮を執っており、これは乙社の利益、即ち自己の利益のため、これを行為する。したがって「自己又は第三者のため」と上記行為を行つてゐる。

ロ 乙社、上記行為は、「会社の事業の部類に属する事業」といふから、甲社が、~~開西~~ 開西地方の洋菓子販賣を行つてゐることを以て、開西地方の洋菓子販賣と競合する。

乙社も同業の競合は、上述のように、会社が利益を被るおそれがあるから、「会社の事業の部類に属する事業」とは、会社の実際に行う事業と目的、市場において、競合し、会社が利益を被るおそれがあるからである。したがって、一般的に依りて、事業が、開業準備に着手している事業と競合する。

見 本

第 1 問

本問では、甲社が既に営んでゐる洋菓子事業と乙社が営んでゐる洋菓子事業は、B社の約5%で重なり合ふもの、前者は首都圏で市場を占め、後者は開西地方で市場を占めており、市場の重なりが小さいから、乙社は、B社と重なり合ふ市場を平成22年3月以前から、開西地方に拡大することを検討しており、平成22年1月には、市場調査をマーケティング調査会社に依頼し、料金を580万円を支払つた。この上、甲社は、開西地方での営業について、知識上の認識で市場を調査し、開業準備に入つてゐる以上、これは「会社の事業の部類に属する事業」といふから、乙社の事業と目的が、乙社の市場に於いて競合するからである。

したがって、乙社がB社の指揮を執ることは、「会社の事業の部類に属する事業」といふから、競業取引に在る。

ロ 乙社、B社の競業取引に在ることを、B社が取締役会において、重要事項を開示して承認を得ており、(365条1項15条2項)から、B社A及びC社に對し、乙社の事業にも競合する旨を、乙社がB社に開示したから、乙社の事業の開示に在るから。

乙社も同業の競合は、上述のように、会社が利益を被るおそれがあるから、これを防止する点に在る。したがって「重要事項」とは、競業取引が、会社に及ぼす影響を判断するために必要な事項という。

本問では、B社、乙社の90%の株式を取得したから、乙社は、甲社が競業取引を行つてゐることを乙社が知つてゐるから、乙社が甲社に与える影響を判断するために必要と事業を開示したといふが、甲は「重要事項」を開示したといふから、

(設問1)

1. Bは、甲社に対し、会社法第156条に基づき、在籍解任を要求し、甲社に在籍する。

2. Bは、甲社の取締役であり、役員等に在籍する。

(2) 在籍解任の検討

ア Bが、乙社の顧問となり、洋菓子事業の陣頭指揮を執った行為は、競争取引(第156条第1項)に当たらない。

イ Bは、自己又は第三者の利益のために、経済的利得の帰属を意図し、在籍する。同様の趣旨は、取締役が、その強大な地位を利用して、自己の利益を回り、会社に損害を及ぼすことを防止する点にある。この点に照らし、自己又は第三者の利益計算で行った行為は、会社が利益を被るおそれがあるからである。

本問では、Bは、自己が90%の株式を所有する乙社に在籍し、乙社の指揮を執っており、これは乙社の利益、あるいは自身の利益のために、これを行っている。したがって、「自己又は第三者の利益のために上記行為を行っている」といえる。

ロ 乙は、上記行為は、「会社の事業の部類に属する事業」といえる。また、甲社は、~~開業~~ 関西地方の洋菓子の販売を行っている。乙は、甲社の顧問となり、

乙は、同様の趣旨は、上述のとおり、会社の損害を防止する点にある。そして、「会社の事業の部類に属する事業」とは、会社の実際に行う事業と目的が市場において競争し、利益が衝突する可能性がある取引をいふ。したがって、乙は、甲社の利益に侵害する事業と開業準備に着手している事業とを兼ねて居る。

本問では、甲社が現在行っている洋菓子事業と乙社が行っている洋菓子事業は、目的の点で重なり合うもの、前者は首都圏で市場を占め、後者は関西地方で市場を占め、市場の重なりが大きいものと甲社は、Bが乙社の顧問となる平成22年9月以前から、関西地方に進出することを検討しており、平成22年1月には、市場調査をマーケティング調査会社に依頼し、料金は580万円を支払った。この上、甲社は、関西地方での営業について、外観上の認識で進行するに開業準備に及んでいる以上、これは、「会社の事業の部類に属する取引」といえる。したがって、乙社の事業と目的が重なり合う点に照らし、競争取引と見なされる。

したがって、乙社でBが指揮を執ったことは、「会社の事業の部類に属する取引」と見なされ、競争取引に当たります。

ロ また、Bが行った競争取引は、乙社の利益に侵害する点に照らし、重要な事実を開示して承認を得ていない。(第156条第1項第2号)。そして、BがA及びCに対して、今後乙社の事業にも参画することを約束し、乙社は、この約束に基づき、Bが競争取引を開示したことを要する。

乙は、同様の趣旨は、上述のとおり、乙社の利益に侵害する点に照らし、重要な事実を開示して承認を得ていない。したがって、「重要な事実」とは、競争取引が会社に及ぼす影響を判断するために必要な事実をいう。

本問では、Bは、乙社の90%の株式を取得したと主張している。したがって、乙社は、競争取引を行っている会社であることが認められる。したがって、乙社は、甲社に与える影響を判断するために必要な事実を開示したとはいえず、甲は「重要な事実」を開示したと認められる。

第 1 問

(2) 引抜行為に対し損害としては、工場の操業停止による300万円の損

500円以上は717の検査料。

第 1 問

本門では、洋菓子工場への入内、建物の見学、商標の商標権を
譲渡している。これは、菓子事業として、一定の事業目的のために組織化され
たものであり、洋菓子の製造から販賣という過程において、商標の付与

問題文に
よって決まる。

取引の一体性

↓
事業内容の検討

↓
重要₂

第 1 問

車美流度で
次流の山、
如中に7117の
如何、

(c) 横断にしている」とい、甲が「両方に決ま却する」(任意性)にて
も甲乙の共同関係を生じし。その全員が折衝し両方が雇用した~~こと~~
とすれば取り合はるゝといふ事(これになつてあり、甲乙から事業で譲り
受けたことにならざることを示す)また、両方の折衝により、甲乙は**互業**
義務を負うて居る(同)。以上事實を以て、各一方に第2款の
は全体として「事業の一部を譲渡」(財産明細)にある。

(d) また「重要か」一部を譲渡といひ、また、譲渡する者は、甲
乙の事業の全体的なものをとり起してであり、その金額も約500万円
という額であるが量的に非常に重要なものである。そして、譲渡はP
有種も甲乙唯一の高押と相対一般の消費者が「甲乙のX-Y」といふ者
の名前で唯一の~~事業者~~と見做さる。甲乙にして質的に重要なものを
渡すことになる。よつて、「重要」といふ。

(e) したがって、第2款のAとBと取りは全体とも見て事業譲渡にある。

3 本件取引の効力はどうか。
本件取引には、株主総会決議が必要だが、これによ、無効となつた
からしてはいない。同条の趣旨は、株主総会決議に依つてこそ株
主総会が存在したから、株主総会に本件取引のことを知らせ
なくてはならぬといふ意味合に於いて、本件取引の有効と解釋の上記趣旨
と没却されている。

以上から、無効になると考えらる。

[設問7]

1. 新株發行指配權の行使要件は取締役会の決定に要することを以て、甲
乙の持分割合(6割と4割)よりみて、22議決権は、「新株發行指配權」出さ

5

見本

第 1 問

[illegible]

L.R.F.

1

→ ?
 内部の仕組。
 内部の仕組を正しく
 外部に示すことが大切。
 果しては、内部の仕組
 が正しく

→ H₂O 利 (r) z
売材 27 ± 11